

病院等の耐震化支援制度 平成29年度～厚生労働省・国土交通省

区分		耐震診断	耐震改修
政策医療を担う病院 (救命救急センター、病院群輪番制病院など)	厚生労働省	【耐震診断】 医療施設耐震化促進事業(医療施設運営費補助金) 【耐震改修】 医療施設等耐震整備事業(医療提供体制施設整備交付金)	○補助率 国1/2 ○基準額 ① 2,300㎡(基準面積)×39,000円 ② 2,300㎡(基準面積)×185,300円 ※①は政策医療を担う病院 ※②は政策医療を担うis値0.4未満の病院及びis値0.3未満のその他の病院
	国土交通省	【耐震診断・耐震改修】 住宅・建築物安全ストック形成事業(社会資本整備総合交付金又は防災・安全交付金)	○補助率 ・公共建築物 国11.5%(避難所等の場合、国1/3) ^{※1} ・民間建築物 ^{※2} 国11.5%、地方11.5% (避難所等の場合、国1/3、地方1/3) ○限度額 50,300円/㎡(免震化の場合等は82,300円/㎡) ^{※3}

※1 耐震診断義務付け対象となる公共の大規模な病院等については、補助率を引上げ(改修 11.5%→1/3(避難所等の場合1/3→2/5))

※2 民間建築物については、地方公共団体に補助制度が整備されている場合のみ、国が支拂を実施

※3 天井を併せて改修する場合:13,400円/㎡～70,000円/㎡加算
設備を併せて改修する場合:6,500円/㎡(天井改修と設備改修を併せて行う場合:5,200円/㎡)加算(防災拠点に限る)

耐震対策緊急促進事業(平成30年度末までの時限措置)
 改正耐震改修促進法により耐震診断義務付け対象となる民間の大規模な病院等(5,000㎡以上等)について
 ・地方公共団体に補助制度が整備されていない場合、国単独で交付金と同率の補助(改修 11.5%)
 ・地方公共団体に補助制度が整備されている場合、補助率を引上げ
 (改修 11.5%→1/3(避難所等の場合1/3→2/5))

厚生労働省と国土交通省の併用はできません。

災害拠点病院等の耐震整備事業 平成28年度補正予算30億円

地震発生時において適切な医療提供体制の維持を図ることを目的として、未耐震の災害拠点病院や救命救急センター等の救命医療を担っている病院及び耐震性の低い建物を有する病院等の耐震整備に対する支援を行う。

1. 災害拠点病院施設整備事業(平成8年度～)

(事業概要) 未耐震(Is値(※)が0.6未満)の災害拠点病院の耐震整備に対する補助を行う。

(基準額) ・2,300㎡(基準面積)×37,900円 = 87,170千円

・2,300㎡(基準面積)×179,900円 = 413,770千円(Is値0.4未満の場合)

2. 医療施設耐震整備事業(平成18年度～)

(事業概要)

(1) 未耐震の救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救命医療拠点病院等の救命医療等を担っている病院等の災害時における医療の提供に必要な医療機関の耐震整備に対する補助を行う。

(2) 耐震性が特に低い(Is値0.3未満)病院の耐震整備に対する補助を行う。

(基準額) (1) 2,300㎡(基準面積)×37,900円 = 87,170千円

2,300㎡(基準面積)×179,900円 = 413,770千円(Is値0.4未満の場合)

(2) 2,300㎡(基準面積)×179,900円 = 413,770千円

※ Is値とは、地震に対する建物の耐震性能を表す指標であり、震度6以上の地震に対して、Is値0.6未満は未耐震の建物としている。(特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針(H7建設省告示))

病院等における耐震診断・耐震整備の補助事業

(1) 医療施設運営費等補助金(医療施設耐震化促進事業 平成29年度予算 13,000千円)

医療施設耐震化促進事業(平成18年度～)

(事業概要)

医療施設の耐震化を促進するため、救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等の救急医療等を担っている病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関の耐震診断に対する補助を行う。(公立、公的を除く)

(基準額): 3,000千円

(補助率): 1/3 (国1/3、都道府県1/3、事業主1/3)

(2) 医療提供体制施設整備交付金のメニュー項目(平成29年度予算 25.4億円の内数)

1. 基幹・地域 災害拠点病院施設整備事業(平成8年度～)

(事業概要)

・都道府県知事の要請を受けた病院の開設者が行う災害拠点病院の耐震整備に対する補助を行う。(公立除く)

(基準額): 2,300㎡(基準面積) × 39,000円 = 89,700千円

2,300㎡(基準面積) × 185,300円 = 426,190千円(耐震構造指標である「Is値0.4未満の建物」を有する場合)

(調整率): 0.5 (平成20年度第1次補正予算により0.33から0.5へ嵩上げ)

※この他に備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート、研修部門(基幹災害拠点病院のみ)の整備に対する補助(調整率0.33)を行う。

2. 地震防災対策医療施設耐震整備事業(平成13年度～)

(事業概要)

・地震防災対策特別措置法(H7法111)に基づき、都道府県が著しい地震災害が生ずるおそれがあると認められる地区において、地震防災上緊急に整備すべき施設等(医療機関含む)の計画である「地震防災緊急事業5箇年計画」に基づいて耐震化を必要とする医療機関が実施する耐震整備に対する補助を行う。(公立除く)

・土砂災害危険箇所所在する医療機関が実施する耐震整備に対する補助を行う。(公立除く)

(基準額): 2,300㎡(基準面積) × 39,000円 = 89,700千円

(調整率): 0.5(平成21年度予算において0.33から0.5へ嵩上げ)

3. 医療施設等耐震整備事業(平成18年度～)

(事業概要)

1. 耐震化未実施の救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等の救急医療等を担っている病院等の災害時における医療の提供に必要な医療機関の耐震整備に対する補助を行う。(公立、公的を除く)

2. 耐震構造指標である、「Is値0.3未満の建物」を有する病院の耐震整備に対する補助を行う。(公立除く)

(基準額): 1. 2,300㎡(基準面積) × 39,000円 = 89,700千円

2,300㎡(基準面積) × 185,300円 = 426,190千円(耐震構造指標である「Is値0.4未満の建物」を有する場合)

2. 2,300㎡(基準面積) × 185,300円 = 426,190千円

(調整率): 0.5(平成21年度予算において0.33から0.5へ嵩上げ)

住宅・建築物安全ストック形成事業

（社会資本整備総合交付金・防災・安全交付金の基幹事業）

住宅・建築物ストックの安全性の確保を図るため、建物所有者が実施する住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等について、地方公共団体と連携し、以下の枠組みのもと財政的支援を行う。

制度概要（H29年度当初予算）

住宅

（対象となる住宅）

マンションを含む全ての住宅を対象

（交付率）

	交付率
耐震診断	国1/3, 地方1/3
耐震改修	国11.5%, 地方11.5%

※緊急輸送道路沿いの住宅等の改修は、国1/3、地方1/3

※地方公共団体が区域を定め戸別訪問を行う場合、耐震改修に対して、国と地方で30万円/戸を加算（平成29年度末までの時限措置）

（その他）

- ・ 耐震改修の補助限度額（国＋地方）：
 ✓ 戸建て住宅：82.2万円/戸
 ✓ マンション：補助対象単価(49,300円/㎡) × 床面積 × 交付率
 ※30万円/戸の加算を行う場合、上記の補助限度額に30万円/戸を加算
- ・ 建替え・除却工事は、改修工事費用相当額を助成
- ・ 戸建て住宅の耐震改修は、定額補助を選択することが可能

建築物

（対象となる建築物）

耐震診断は、全ての建築物。耐震改修は、以下の建築物
 ・ 多数の者が利用する建築物（商業施設、ホテル・旅館、病院、オフィスビル等（3階建て&1,000㎡以上等））
 ・ 緊急輸送道路沿いの建築物、避難所等

（交付率）

	交付率
耐震診断	国1/3, 地方1/3
耐震改修	国11.5%, 地方11.5%

※緊急輸送道路沿いの建築物等の改修は、国1/3、地方1/3

※公共建築物は、診断：国1/3、改修：国11.5%（緊急輸送道路沿い等：国1/3）

（その他）

- ・ 耐震改修の補助限度額（国＋地方）：
 ✓ 建築物：補助対象単価(50,300円/㎡) × 床面積 × 交付率
 併せて天井・設備を改修する場合加算（設備加算は防災拠点に限る）
- ・ 建替え・除却工事は、改修工事費用相当額を助成

H29年度当初予算 拡充事項等

○ 耐震診断に係る補助対象限度額の引上げ

- ・ 面積1,000㎡以内の部分：2,060円/㎡ → 3,600円/㎡
- ・ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分：1,540円/㎡ → 変更なし
- ・ 面積2,000㎡を超える部分：1,030円/㎡ → 変更なし

○ 建築物の耐震改修等の補助対象限度額を拡充

- 【現行】本体 (50,300円/㎡)
 + 天井加算 (31,000円/㎡)
 【拡充】本体 (50,300円/㎡)
 + 天井加算 (13,400・31,000・70,000円/㎡)
 + 設備加算 (6,500円/㎡)

○ 戸建て住宅の耐震改修について、定額補助との選択制とする

【現行】耐震改修工事費 × 23%

【拡充】次の①または②のどちらかを、地方公共団体ごとを選択。

①耐震改修工事費 × 23%

②耐震改修工事費

- 100万円未満の場合：20万円
- 100万円以上200万円未満の場合：30万円
- 200万円以上300万円未満の場合：50万円
- 300万円以上の場合：70万円

※国と地方公共団体あわせれた補助金額の原則形（国と地方の負担割合は1/2ずつ）

※設備加算は防災拠点に限る。
 ※設備加算は平成32年度までの措置。
 ※設備加算の金額は、天井改修と設備改修を併せて行う場合5,200円/㎡

耐震診断義務付け対象建築物への補助制度（平成29年度当初予算）



国土交通省

耐震対策緊急促進事業（平成30年度末までの時限の補助金）

平成29年度当初予算：国費120億円

- 改正耐震改修促進法により、耐震診断の義務付け対象となる民間の不特定多数利用大規模建築物（ホテル・旅館、デパート等）等に適用する場合の原則形は、以下のとおり。

補強設計への支援

現行の住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

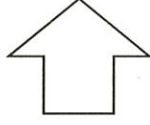
国	交付金	1 / 3	事業者	1 / 3
	地方	1 / 3		



耐震改修等への支援

現行の住宅・建築物安全ストック形成事業（交付金）

国	交付金	11.5 %	事業者	7.7 %
	地方	11.5 %		



平成29年度当初予算 拡充項目

- 耐震診断に係る補助対象限度額の引上げ
 - ・ 面積1,000㎡以内の部分 : 2,060円/㎡ → 3,600円/㎡
 - ・ 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分 : 1,540円/㎡ → 変更なし
 - ・ 面積2,000㎡を超える部分 : 1,030円/㎡ → 変更なし
 - 耐震改修等の補助対象に天井改修を追加
 - 耐震改修等の補助対象限度額（建築物：50,300円/㎡）を拡充
 - ・ 天井を併せて改修する場合：13,400円/㎡～70,000円/㎡加算
 - ・ 設備を併せて改修する場合：6,500円/㎡※加算（防災拠点に限る）
- ※天井改修と設備改修を併せて行う場合：5,200円/㎡

※ 地方公共団体が支援策を整備していない場合でも、国単独で交付金の場合と同じ補助率1/3の補助を行う。

国	補助金	1 / 3	事業者	2 / 3
---	-----	-------	-----	-------

※ 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助率を1/2に拡充する。

国	補助金	1 / 2	地方	1 / 3～1 / 2	事業者	1 / 6～0
---	-----	-------	----	-------------	-----	---------

(1/2=交付金1/3+補助金1/6)

※ 地方公共団体が国と同額の負担による1/2の支援を行えば、全額公費負担とすることができる。

※ 地方公共団体が支援策を整備していない場合でも、国単独で交付金の場合と同じ補助率11.5%の補助を行う。

国	補助金	11.5%	事業者	8.8. 5%
---	-----	-------	-----	---------

※ 通常の交付金に加え、補助金を追加し、国費による実質補助率を1/3に拡充する。

国	補助金	1 / 3	地方	11.5%～1/3	事業者	55.2%～1/3
---	-----	-------	----	-----------	-----	-----------

(1/3=交付金11.5%+補助金21.8%)

※ 都道府県が改正耐震改修促進法に基づき避難所等に位置づけられれば（要安全確認計画記載建築物）、国費による実質補助率を2/5に拡充する。

国	補助金	2 / 5	地方	1 / 3～2 / 5	事業者	4 / 15～1 / 5
---	-----	-------	----	-------------	-----	--------------

(2/5=交付金1/3+補助金1/15)